

通勤手当の非課税限度額引き上げ

令和7年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、マイカーや自転車などで通勤する給与所得者への通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。この改正は令和7年11月20日に施行されましたが、令和7年4月1日に遡って適用となります。

そのため、今年の年末調整で対応が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

1. 改正後の非課税限度額

片道の通勤距離	1か月あたりの限度額	
	改正前	改正後
2km未満	全額課税	全額課税
2km以上10km未満	4,200円	4,200円
10km以上15km未満	7,100円	7,300円
15km以上25km未満	12,900円	13,500円
25km以上35km未満	18,700円	19,700円
35km以上45km未満	24,400円	25,900円
45km以上55km未満	28,000円	32,300円
55km以上	31,600円	38,700円

2. 年末調整への影響

令和7年11月19日までに給与所得として源泉徴収されたものは、遡って訂正する必要はなく、令和7年分の年末調整での精算となります。

改正前に非課税限度額を超える通勤手当を支給している従業員がいる場合には、改正後の非課税となる金額との差額を給与総額から差し引いて年末調整を計算し、源泉徴収簿の余白に「非課税となる通勤手当」と表示します。

改正前に支払われた通勤手当が、改正前の非課税限度額以下の方は精算の必要はありません。

3. 退職者への対応

年の途中で退職した人について、対応が必要な場合には「支払金額」を訂正し、摘要欄に「再交付」と記載の上、再度交付します。

年末年始休業のお知らせ

年末年始休業期間：2025年12月27日（土）～2026年1月4日（日）

1月5日（月）から通常営業いたします。皆さま良いお年をお迎え下さい！

令和7年確定申告準備

今年も残すところあとわずかとなりました。個人事業のお客様と12月決算の医療法人は年末が決算日となりますので、棚卸表の作成等、決算資料のご準備をお願いします。決算資料作成のポイントについて以下にまとめました。

1. 棚卸表

12月末時点での診療材料・薬品費・消耗品等の在庫の数量・単価を確認し棚卸表を作成して下さい。その際に税込または税抜が分かるように作成してください。文房具や照明器具、トイレットペーパー等は棚卸に含めなくて結構です。

決算日直前に購入された診療材料等は、棚卸へ計上すべきものが無いか税務調査で見られやすいところとなりますので、ご注意ください。

また、近年、金属の単価が高騰しています。下記参考の上、金属の棚卸についてもれの無いようお願いします。

- ① 医院保管の金属
- ② 技工所に預けている金属（年末の納品書にて残量をご確認ください。）
- ③ アサヒプリテックメタルアカウントシステム利用による預け金属（明細ご準備ください。）
- ④ 院内保管の撤去冠（金額の算定が困難のため決算前に業者さんへ引き渡していただきますようお願いします。）

2. 自由診療未収入明細

歯科の収入計上時期はセット日が基準となります。そのため、年末時点で患者さんからの入金がされていなくても、年末までにセット済のものは収入に計上する必要があります。

保険収入についても同様に未回収分について別紙明細にご記入ください。

3. 自由診療前受金明細

未収入金とは反対に、12月末までに治療が未完了ですが入金済みのものについては前受金として次年度以降の収入に計上します。

インプラント治療の場合、①インプラント埋入時にまず収入計上し、技工物のセット時に残りを収入計上とする方法と、②技工物のセット時に収入計上する方法があります。

②の収入計上方法を採用していて前受金を計上する場合、埋入済みのインプラントは棚卸に計上する必要がありますのでご注意ください。

4. 買掛金・未払金明細

12月中に納品またはサービスの提供が完了している請求については、年末までに支払いがなくても経費計上することができます。別紙明細にご記入ください。

5. 現金残高明細

12月末にお手元に残っている現金についてご記入ください。通常は釣銭+銀行預入前の窓口現金の合計となります。

資産承継

所得税基礎控除と令和7年準確定申告

税制改正により令和7年分の所得税の基礎控除は増額改定されています。前年まで48万円であった基礎控除額は令和7年分は以下のように合計所得金額に応じて58万円～95万円の額に変更となりました。こちらは令和7年12月1日より適用開始となっています。

【基礎控除額】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注1))	基礎控除額		改正前	
	改正後 ^(注1)			
	令和7・8年分	令和9年分以後		
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 ^(注2)			
132万円超 (200万3,999円超)	336万円以下 (475万1,999円以下)	88万円 ^(注2)		
336万円超 (475万1,999円超)	489万円以下 (665万5,556円以下)	68万円 ^(注2)	48万円	
489万円超 (665万5,556円超)	655万円以下 (850万円以下)	63万円 ^(注2)		
655万円超 (850万円超)	2,350万円以下 (2,545万円以下)	58万円		

(国税庁 令和7年度税制改正 Q&A より)

<令和7年分の所得税に係る準確定申告>

年の途中で亡くなった方の最後の所得税の確定申告を準確定申告といいます。令和7年に亡くなり同年の12月1日より前に準確定申告の申告期限が到来する場合には注意が必要です。

上記の基礎控除の見直しは令和7年12月1日より施行することとされているので、同年の11月30日以前に提出する準確定申告には適用されないこととなります。そのため、いったんは基礎控除48万円での申告を行う必要があります。

そのうえで、令和7年11月30日以前に令和7年分の準確定申告を提出した方は、同年12月1日以降に更正の請求（還付の請求）を行うことにより、基礎控除の改正の適用を受けることができます。この点注意が必要です。

なお、この更生の請求の手続は5年間の期限（令和12年12月2日まで）を行うことが可能です。